

支える会通信



発行責任者
 柚木康子
 大田区羽田
 4-10-4
 石井ビル3階
 TEL03(6423)7878
 FAX03(6423)7430
 メール
 sasaerukai@
 lemon.plala.
 or.jp

最高裁第二小法廷（客乗訴訟・鬼丸がおる裁判長）と第一小法廷（パイロット訴訟・金築誠志裁判長）は、2月4日（客乗訴訟）・5日（パイロット訴訟）付けで、上告棄却・上告不受理の決定を下しました。

この決定は、これから更に書面を提出することを裁判所に通知していたにも拘わらず、最高裁に高裁から書面が到着してからたった3、4カ月で、実質的な審理を何ら行うことなく出されました。あまりにも早い決定、そして、審議された形跡が全く見られない三行半の決定書、司法に対する最後の期待も大きく裏切られました。

東京高裁の判決は、JALが解雇時点での余剰人員数を立証していない、

解雇回避の手段がありながら何ら実行していない、病欠者や年齢の高い者を解雇している、協議交渉の過程で組合に対して支配介入の不当労働行為が行われた、解雇された者の大半は会社が敵視してきた組合の組合員である、又は、多数の組合活動家が含まれている等のことがありながら、公的資金導入を伴った会社更生法による再建であるということを重ねて、整理解雇を有効とした不当なものでした。

整理解雇法理・信義則・不当労働行為に関する法理解釈について重大な誤りが多数あり、当然上告受理されるべきものでした。

又、この裁判は会社更生手続き下における整理解雇の在り方が問われる最初の裁判であり、企業の利益と労働者保護のどちらを優先させるのかが問われる事例であって、最高裁は慎重に十分時間

をかけて審議すべき事件であったのです。それをこれほど早期に、実質審理を行わず、政財界の立場を一方的に擁護し労働者に全く寄り添わない決定を下したことは、三権分立を蹂躪し、司法の役割を放棄した許し難い行為として弾劾されるべきものです。

原告らは2月12日18時から多くの支援の仲間と共にJAL本社前に集合し宣伝・要請行動を行いました。各支援者は最高裁決定の不当さに怒り、原告に対して引き続きの支援を約束し、原告共々JALに対して「解決するまであきらめない！」と決意を表明しました。

JALは84名の客室乗務員を解雇しながら解雇以降2000名以上も新規採用していますが、展望を見いだせない職場に嫌気がさして一年に600人が自主退職し、新入多数となった職場は経験者が戻ることを切望して



最高裁に600名を超える参加者の抗議の声が響く！

います。パイロットも同様に人材の流出が続く採用を開始しましたが、世界的なパイロット不足で十分な人員を確保できず、定年後のパイロットを再採用しようとしています。ILOもこうした状況に着目し、解決への努力を政府やJALに求めています。JALは莫大な利益

をあげ続け財力も体力もあり、解雇者を戻せない理由は全くありません。この裁判は終結しましたが、争議は終わっていません。原告団は更には大きな運動でJALを包囲し、解雇撤回させる決意を新たに確認しました。今後もし引き続き御支援をお願いします！

2月27日11時から支援共闘会議主催で最高裁前での抗議行動が行われました。前日の冷たい雨もすっかりあがり、春めいた暖かい日差しの中で行動開始。支援共闘会議共同代表全国港湾系谷委員長の挨拶から始まり、参加各団体からのメッ

原告の所属労組からの職場報告です

日本航空乗員組合 副委員長 岡野健一

JAL不当解雇撤回への取り組みに対し、皆様からの多大なるご支援に、心から感謝いたします。

私たち日本航空乗員組合は「最高裁の不当決定に屈することなく、全力で不当解雇を撤回させる。」との方針を、最高裁の不当な棄却決定が届いた2月6日に職場に出しました。

裁判闘争で判明したことは、裁判所は事実を追求することなく、会社更生法の適用だけをもって、不当判決を下したことです。

2010年12月31日時点での解雇の有効性に対する司法判断が示されたに過ぎず、私たちが苦境にある被解雇者を放置し続けていいという判断には到底なり得ません。

現在の職場は、「退職者が止まらない」状況が深刻化しています。自主退職者数は解雇以降で150人を超えました。破たん以前はパイロットが自主退職することはほとんどありませんでした。職場へのアンケートで、「離職を止めるために何が必要か？」を聞いたところ、労働条件の向上とともに、解雇問題の解決を求める声も上げられています。離職の原因として、「パイロットを大切にしない会社の雰囲気」や「会社への信頼を失ったこと」などの意見があげられています。

不当解雇問題が職場に暗い影を落としていると考えられます。さらに、会社の規定で定められた乗務時間の上限に近づくパイロットが続出し、あまりの勤務の過酷さから悲鳴の声が上がり続けています。

一方で、JALは破たん以降5年連続で1500億円を超える営業利益を計上しようとしています。解雇が行われた当時と現在とでは明らかに状況が変わり、今は被解雇者を職場に戻すことが可能なはずで。私たち日本航空乗員組合は、職場の団結を強め、全力で自主解決により不当解雇を撤回させます。

セージが続きましたが、どの方の発言も2月4・5日の不当決定に対する怒りの声で満ち溢れていました。参加者はオレンジのボンを手につけ3回の最

高裁に対するシュプレヒコールでその手を高く突き出し抗議の姿勢を表わしました。「最高裁は憲法守れ！人権守れ！解雇自由社会を認めるな！司法の役割

果たせ！」、この決定は「永田町の風見鶏だ、司法の汚点だ、日本の恥だ、世界の笑い物だ」と、600人を超える参加者の声で最高裁前に響き渡りました。



稲盛財団への要請

参加者の列は西門から正門前に続く三宅坂小公園の角まで延々と続き、各労組・団体の旗がはためくその景観はみごとでした。

最後に内田客乗原告団長が「こんな決定に負けず、職場復帰をめざして更に頑張る！11日からILO本部に出かけたが担当者からnever give upと激励された」と決意表明を行い、全労連小田川議長の挨拶で終了しました。

平日の昼間帯にも拘わらず御参加いただいた皆様！本当に有難うございました。

原告の所属労組からの職場報告です

キャビンクルーユニオン副委員長 前田 環

支える会の皆さま、いつも温かいご支援ありがとうございます。2010年大晦日の不当解雇から4年、原告と共にキャビンクルーユニオンは皆様に支えられてこれまで解雇撤回に向けて闘って参りました。

しかし、最高裁は上告から数カ月の短い期間で十分な審議もせず棄却・上告不受理の不当な決定を下しました。解雇自由な社会を押し進める政府のもとでこの決定は『裁かれるべきは司法の異常さ』と言わざるを得ないもので、断固抗議します。

原告組合員は、働く権利を奪われた苦境の中でも職場復帰実現の為に国内外に支援・共闘を広げその輪は確実に大きくなっています。その運動の広がりにより危機感を抱いた結果の早期決定であったとも言えます。

日本航空は解雇からこれまで2千名に及ぶ客室乗務員の新規採用を行いました。解雇問題を放置したままの会社姿勢に加え、賃金は平均年収で07年比26%減。稼働実績値は07年比で1.8か月増になり、「年8.8か月分の給料で13.8か月分働いた」計算になります。

約5か月分のコスト削減を強いられた職場は会社への信頼を失い自主退職者が年間6百名にも及びます。雇っても、雇っても減っていく現状です。総在籍者数が約6042名(15年1月現在)。新人の割合は34%になりました。

キャビンクルーユニオンが春闘アンケートで集めた声には「仕事に見合った賃金にしてほしい」「3人に1人の新人でサービスも安全も守るにはもう限界」「ギリギリの人員でスケジュール変更が多発し予定が立たず約束も守れず友達を失う」など悲痛な声が届いています。このアンケートには多くの新人、他労組の組合員も参加しています。

御巣鷹の事故から30年。JALは「安全の層」を厚くする事を社会に約束しているにも関わらず無反省に事態を進めています。解雇されたパイロットと客室乗務員は安全を守るために献身的に活動してきた組合員です。

支援者の皆さま、私たちの「安全の砦」を取り戻すためにもどうぞ更にお力をお貸しください。さらに支援の輪を広げて頂けますようお願いいたします。

京都行動 最高裁不当決定を吹き飛ばし、自主解決めざす

2月18日、「2015年春・労働争議支援京都総行動」が京都総評、JAL闘争京都支援共闘などを中心に行われ、清田JAL乗員原告団事務局長を先頭に京

都市内にある稲盛財団と京セラ本社に申し入れを行い、抗議宣伝行動も約182人が参加して行いました。京都市中心部繁華街に

あり、盛和塾も入居する大きなビルのワンフロワーすべてを使用する稲盛財団は、JAL闘争京都共闘やJAL不当解雇撤回原告団の代表者らに対し、いつもの事務局次長はなぜか出てこず、「稲盛和夫理事長への(不当解雇撤回の要請)文書はお預

かりします」というので、「最高裁決定が出たからといって闘いを終えるわけではない。勝利するまで闘う」と明確に伝えるようにと要請団は強調しました。京セラ本社前では、平日の日中で隣の催し物会場に参加する一般市民も

たくさん通行し、関心を持ってJAL争議のピラを受け取りました。

JAL原告を中心とした要請団が京セラ名誉会長でもある稲盛和夫・JAL名誉会長に、自主解決めざして闘う決意を伝えるように京セラ本社に入り総務部担当に要請書を手渡しました。

外では50人近い地域の支援の仲間が申し入れ代表団激励のマイクを取り、労働契約法20条違反裁判で全国の非正規労働者の闘いの先頭に立つ郵政ユニオンの報告、全印総連のブラック企業・印刷通

ILO訪問報告 解決に向けて第3次勧告を要請

客乗、乗員の最高裁上告棄却、上告不受理の決定が相次いで通知された2月5日、6日の状況から、予定されていたILO本部（ジュネーブ）訪問を延期すべきかの議論もあつた中、むしろ最高裁決定の意味をしっかりと

販という町の印刷屋を次々倒産に追い込む業態であるプリントパック社での組合員いじめへの闘いの報告、きょうとユニオンの京都市立浴場の退職金未払い請求闘争報告などが続けられました。

最後に、JAL客乗原告団の鈴木圭子さんの発声で、京セラ本社百メータービルに向かって、最高裁決定吹き飛ばして最後まで勝利めざして闘う決意をこめた、怒りのシュプレヒコールで締めくくりました。

（JAL闘争京都共闘・稲村守事務局次長）

伝えるためにも訪問すべきとの認識で一致し、11日ジュネーブに向け成田を出発しました。

要請団は、訴訟代理人の竹村弁護士、日航乗員組合の坂井副委員長、日乗連代表兼乗員原告の飯田副団長とCCU代表兼



ILO労働者活動局アンナ・ピヨンディさんと要請団

客乗原告団長の私の4人です。訪問の目的は、昨年10月に提出した追加情報と、その後の状況説明をもとに、一次、二次と出された勧告に続く三次勧告を求めることにあります。

関係者との面談は、事前に調整されていたとはいえ、ILOの存在意義を揺るがしかねない87号条約を巡る論争の最中であつたにも関わらず、快く応じていただきました。

12日、13日の面談でILO関係者の考えが以下の3点示されました。最高裁決定は「あくまでも最高裁としての手続

き上の決定であり、本件の訴えに対する具体的内容の審理は行われていない」ということ。本解雇については、何ら解決しておらず、これからの話し合い・交渉で解決すべき案件であり、そのための道をつくるのがILOの仕事であるということ。

「Social Dialog（社会的対話・交渉）」で問題を解決する事がILOの精神であり、本件についてもまさに、そのフェーズに入ったということ。

私たちからは、「現時点まで最大限の取り組みをしてきたにも関わらず、政府がILO勧告に基づき対応しないため、自主解決の協議の場が持たれず、加えて最高裁決定が協議実現の可能性を阻む要因ともなりかねないの

で、事態の打開に向けてILOの三次勧告をお願いしたい」と強く訴えました。そして、私たちも協議が開始されたら解決に向け最大限の努力をすることを伝えました。

両日の面談内容で、私たちの要請の意義は十分理解され、しっかりと受け止めていただけたと参加者4人は確信して帰国の途につきました。

JAL不当解雇撤回
客乗原告団長 内田妙子

今後の取り組み

3月23日12時〜院内集会
議院会館101会議室
13時40分まで

24日15時〜福岡空港宣伝
行動、18時〜博多駅筑

紫口宣伝行動
25日18時〜小倉駅前宣伝
行動

26日15時40分〜不当労働
行為行政訴訟824号
法廷

27日18時〜全国一斉宣伝
行動、高田馬場駅早稲

田口、立川駅北口、品
川駅港南口、錦糸町駅

北口、池袋駅東口、18
時半〜有楽町マリオン

前

4月09日18時〜JAL本社
前宣伝・要請行動

28日全国一斉宣伝行動
5月13日18時〜JAL本社

包囲行動・デモ新馬場
聖跡公園集合